

こころの健康相談統一ダイヤルの広報についてお願い

長野県精神保健福祉センター

自殺予防を目的とした標記ダイヤルについては、広報誌、リーフレット等で周知いただき、多くの住民の方に周知頂きありがとうございます。記載に関して問い合わせも頂いておりますが、御利用頂く方に対してより適切な案内をしていただくために、注意していただきたい事項について記載いたしましたので、広報等作成の折に参考として下さい。

【こころの健康相談統一ダイヤルとは】

平成 20 年 9 月 10 日から、自殺対策大綱に基づき、内閣府からの依頼を受け、①自殺の危機が高まっている人に対して、話を聴くことで自殺念慮を軽減又は回避できるようにすること、②具体的な自殺の危機介入を受けられるような方向付けをすることを目的とし長野県精神保健福祉センター内に開設しています。

【運用の基本】

- ① 自殺予防相談を優先すること。
- ② 自殺関連以外、また、緊急でない場合はセンターの電話相談を紹介すること。
- ③ 主治医のいる方は主治医への再相談を勧めること。

【対象者】

- ① 消えてしまいたい等、自殺に傾いている方
- ② 家族や知人から死にたいと訴えられている方
- ③ 身内が自死して悲嘆している方

【広報例】

○ 自殺予防のための相談

“消えてしまいたい” “家族や知人に死にたいと訴える人がいる” “身内が自死してつらくてどうしようもない” などの自殺に関する相談をお受けしています。

こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064556

平日 午前 9 時 30 分～午後 4 時

・・・広報の際は、誤解を招かないよう対象者に関する標記をしていただくようお願いします。

※ 誤解を招きやすい記載例

例のような記載では、相談者が自殺予防のためのダイヤルと分からず、いのちの電話と同じように捉えてしまう可能性があり、また相談者に対して当センターの別の電話を案内することにもなってしまいます。統一ダイヤルは自殺予防を目的としているため、いのちの電話とは区別して表記願います。

《例》 生きているのがつらいとき

こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064556 (土日除く午前 9 時 30 分～午後 4 時)

長野いのちの電話 026-223-4343 (午前 11 時～午後 10 時)

松本いのちの電話 0263-29-1414 (午前 11 時～午後 10 時)

【広報の際に必ずしていただきたいこと】

- ① 印刷等へ入る前にファックスでも結構ですので当所へ確認を取ってください。
(※ 電話番号の表記に間違いがあると、間違い電話となってしまう相談者が混乱してしまうことがありますので、十分確認の上印刷をしてください)
- ② 広報時当所に一報願います。